

結婚新生活支援補助金Q&A

HP掲載No.	項目	質問	回答
	補助対象について (リフォーム)	リフォーム費、増改築費は対象となりますか。	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用については対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電の購入・設置に係る費用については対象外です。
	補助対象について (リフォーム)	住宅取得とリフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか？	併用不可です。ただし、リフォームにおいては、当該補助制度に係る工事請負契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。
	補助対象について (引越)	引越を自身や身内等で行った場合の経費は対象となりますか。	対象外です。引越業者又は運送業者へ支払った実費が対象となります。
	補助対象について (引越)	引越にあたり、不用品を処分しましたが、処分費は対象となりますか。	対象外です。
	補助対象について (賃貸)	家賃に駐車場等が含まれていますが、対象になりますか。	家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により、駐車場代相当額を確認できる場合は、当該金額を控除した金額を対象とします。
	補助対象について (賃貸)	家賃・共益費は何か月分請求できますか。	最大、1か月分です。
	補助対象について (賃貸)	月の途中から入居しましたが、対象となりますか。	対象となりますが、支払った額に対して申請いただくこととなります。賃料及び共益費は1か月分まで申請できますので、申請日までに1か月分満額支払った月があれば、その額で申請いただくことも可能です。ただし、予算上限に達した場合、申請を受け付けられなくなりますので、ご注意ください。
	補助対象について (賃貸)	町営住宅や県営住宅も対象になりますか。	条件を満たしていれば、対象となります。
	補助対象について (賃貸)	保証委託料は対象になりますか。(大東)	契約時に支払った保証委託料については、対象となります。毎月支払う保証委託料については、敷金・礼金と性質が異なるため、対象外です。
	補助対象について (住宅取得)	住宅取得の契約が親との共有名義になっていますが、申請できますか。	契約名義に、夫婦どちらか又は双方の記載があれば、申請できます。ただし、補助対象となるのは、夫婦で支払った分です。
	補助対象について (住宅取得)	住宅取得の名義が夫婦の共有名義になっていますが、申請できますか。	夫婦で支払った分であれば申請できます。
	補助対象について (住宅取得)	親との共同名義で住宅を取得し、ローンを支払っていますが、全額対象になりますか。	夫婦名義でハウスメーカー等建築会社へ支払った額が補助対象です。
	補助対象について (住宅取得)	住宅取得費について、建物が完成している必要がありますか。	建物が完成している必要はありませんが、夫婦ともに当該住所地に住民票を置いていることが必要です。

HP掲載No.	項目	質問	回答
	補助対象について（共通）	最低居住面積水準とは何ですか。	国の住生活基本計画において規定されている、世帯人数に応じて健康で文化的な生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する基準です。
	補助対象について（共通）	夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、婚姻後あるいは婚姻前に婚姻を前提に、もう一方が入居した場合は、補助対象になりますか。	同居開始日以降で、2024年4月1日以降が補助対象になります。 同居開始日は、住民票や賃貸借契約書で同居が確認できる日となります。
	補助対象について（共通）	婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。	同居開始日以降で、2024年4月1日以降が補助対象になります。 同居開始日は、住民票や賃貸借契約書で同居が確認できる日となります。
	補助対象について（共通）	夫婦の一方が婚姻前から親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか。	対象となります。 ただし、当該住宅が市街化区域内にある場合に限りです。
	補助対象について（共通）	親族と同居する場合も補助対象となりますか。	対象となります。 ただし、契約名義が夫婦いずれかで、支払いも夫婦いずれかが行っていることが必要です。
	補助対象について（共通）	対象外となる費用は、何がありますか。	(住宅取得) 土地購入代、住宅ローン手数料 (賃貸借) 駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料 ※駐車場代は、家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。 ※契約一時金、保証金については、地域の商慣習に従い、敷金・礼金・仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。
	補助対象について	婚姻前に住宅を購入した、または住宅をリフォームした場合も、補助の対象になりますか？	婚姻日から遡って1年以内の実施（発注契約）に限り対象となります。 例：婚姻日が2024年5月5日の場合、2023年5月5日以降に契約した物件となります。 ただし、2024年4月1日以降に支払った費用のみが補助の対象となります。
	振込先について	振込先は旧姓でもいいですか。	可能ですが、請求書提出から振込の間に口座名義を変更すると振込できない場合がありますので、名義変更の予定がある場合は、請求書提出前か本補助金の振込後に口座名義の変更をお願いします。
	提出書類について	会社から住宅手当を受けています。いつ時点の証明が必要ですか。	当該住所地における住宅手当の額を記載してください。
	提出書類について	奨学金の返還額が分かる書類は何を用意すればいいですか。	奨学金返還証明書または支払額と支払先が明記された通帳等の写しを用意してください。
	提出書類について	所得証明書について、以前住んでいた所が遠方で、取りに行けないのですが。	郵送で取り寄せることも可能な自治体もございますので、該当市町村にご相談ください。
	提出書類について	1月1日時点で、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合は、どうすればよいか。	住民票等で課税基準日に日本国内に居住していなかったことを確認し、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）で所得額を推計します。 推計方法としては、課税基準日時点の為替レートを基準とする予定です。
	提出書類について	住民票をおいた日が分かりません。どこで確認すればいいですか。	こちらで確認しますので、分からない場合は、空欄で提出してください。

HP掲載No.	項目	質問	回答
	提出書類について	所得証明書は、いつの所得証明書を取得すればいいですか。	令和6年度（令和5年分）分を取得してください。夫婦ともに必要です。 ※2024年1月1日現在、東浦町に住民票がある方は不要です。
	対象者について	なぜ、39歳以下なのですか。	本町は、内閣府の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、事業を行っています。本交付金は、39歳以下を対象としているため、本町においても39歳以下としています。
	対象者について	再婚の場合は、対象になりますか。	対象になりますが、夫婦のいずれかが過去に他自治体も含め、結婚新生活支援事業の補助を受けたことがある場合は、対象外となります。 また、同一人同士が再婚した場合は、対象外です。
	対象者について	年齢は、いつ時点の年齢ですか。	婚姻日時点の満年齢です。 なお、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。
	対象者について	生活保護受給世帯も対象となりますか。	対象となります。 ただし、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助等を受給している場合、その部分については、対象となりません。
	対象者について	住宅の契約名義人が夫婦の親で、夫婦が親に住宅賃借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合は、補助対象となりますか。	対象外です。
	対象者について	事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居費用も補助対象となりますか。	補助上限額の範囲内であれば補助対象となります。ただし、申請受付期間中（2024.6.3～2025.3.31）1回限りのため、申請後に転居した費用については補助対象になりません。
	対象者について	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返還額の期間はいつからいつまでですか。	課税（所得）証明書の期間と同一（2023.1.1.～2023.12.31）です。
	対象者について	住居が市街化区域内と限定されている理由はなんですか。	本町が、コンパクトシティを推進しているためです。
	その他	予算額はいくらですか。	500万円です。
	その他	「三世代近居等定住促進補助金」との併用は可能ですか。	「三世代近居等定住促進補助金」との併用はできません。
	所得額について	所得額が分かりません。	2024年1月1日時点で東浦町に住民票がある方は、税務課で確認できます。 また、給与所得のみで住民税が給与天引きされている方は、「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の「総所得金額」となります。